

川崎市電子申請システム等の利用に関する要綱

平成 18 年 7 月 24 日

18 川教庶第 1214 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 18 年川崎市教育委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）に基づき、及び規則の準用により、教育委員会等に係る手続等のうち電子申請システム及びふれあいネット（以下「電子申請システム等」という。）を利用して行う申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年川崎市条例第 4 号）及び規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「電子申請システム」とは、川崎市電子申請システムの利用に関する要綱（平成 18 年川総シ管第 1408 号。以下「市電子申請システム利用要綱」という。）第 2 条第 1 号に規定する電子申請システムをいう。

3 この要綱において、「ふれあいネット」とは、川崎市公共施設利用予約システムの事務取扱に関する要綱（平成 11 年川市施第 156 号。以下「ふれあいネット事務取扱要綱」という。）に規定する川崎市公共施設利用予約システムをいう。

(電子申請システム等を利用して行うことができる申請等)

第 3 条 電子申請システム等を利用して行うことができる申請等は別表第 1 に掲げるものとする。

(教育委員会等の指定する電子計算機)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項及び同条第 5 項に規定する教育委員会等の指定する電子計算機は、電子申請システム等を構成する電子計算機とする。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第5条 規則第4条第2項ただし書及び同条第3項に規定する教育委員会等が別に定める方法は、申請等を行う者が、電子申請システムにログイン（電子申請システムに接続して使用を開始することをいう。）をする際に市電子申請システム利用要綱第4条第1項各号に掲げるもののいずれかを送信する方法又はふれあいネットを利用する際にふれあいネット事務取扱要綱第2条第5号、第7号及び第8号に規定するカード番号及び暗証番号を入力する方法とする。

(添付書面等の取扱い)

第6条 規則第4条第5項に規定する添付書面等に記載すべき事項は、電子申請システムを利用する場合にあっては、電子申請システムが提供する様式に入力し、電子申請システムを使用してこれを送信することができる。

(添付書面等の省略)

第7条 規則第4条第6項の規定により教育委員会等が提出を省略させることができる添付書面等は、別表第2に掲げるものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、電子申請システム等を利用して行う申請等に関し必要な事項については、市長事務部局の例による。

附 則

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

申請等名	根拠条例等	本人確認方法					
		I D 及 びパス ワード	電子署 名及び 電子証 明書	カード 番号及 び暗証 番号			
公文書開示請求	川崎市情報公開条例施行規則（平成 13 年川崎市教育委員会規則第 7 号）第 3 条第 1 項	○	○	—			
保有個人情報開示請求（本人の請求に限る）	川崎市個人情報保護条例施行規則（昭和 60 年川崎市教育委員会規則第 14 号） 第 6 条第 1 項第 1 号						
保有個人情報訂正請求（本人の請求に限る）							
保有個人情報利用の停止請求（本人の請求に限る）					—	○	—
保有個人情報消去請求（本人の請求に限る）							
保有個人情報提供の停止請求（本人の請求に限る）							
使用許可申請	川崎市市民館使用規則（昭和 47 年川崎市教育委員会	—	—	○			

	規則第29号)第3条			
使用許可申請	川崎市教育文化会館使用規則(昭和42年川崎市教育委員会規則第3号)第3条	—	—	○
専用利用許可申請	川崎市とどろきアリーナ条例施行規則(平成7年川崎市教育委員会規則第8号)第8条	—	—	○
専用利用許可申請	川崎市体育館条例施行規則(昭和45年川崎市教育委員会規則第3号)第8条	—	—	○
専用利用許可申請	川崎市スポーツセンター条例施行規則(昭和60年川崎市教育委員会規則第8号)第8条	—	—	○
専用利用許可申請	川崎市武道館条例施行規則(昭和52年川崎市教育委員会規則第2号)第9条	—	—	○
利用許可申請	川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則(平成4年川崎市教育委員会規則第7号)第8条	—	—	○

備考 ID及びパスワード欄、電子署名及び電子証明書欄並びにカード番号及び暗証番号欄に○印を掲げる申請等は、当該本人確認方法を使用して申請等を行うことができることを示す。

別表第2（第7条関係）

申請等名	根拠条例等	書類等
保有個人情報開示請求	川崎市個人情報保護	当該請求する者が本人であることを確認するに足りるもの
保有個人情報訂正請求	条例施行規則（昭和	
保有個人情報利用の停止請求	60年川崎市教育委員会規則第14号）	
保有個人情報消去請求	第6条第1項第1号	
保有個人情報提供の停止請求		